

第3子以降の子どもの

保育料等を補助します!!

芸西村では、村内在住で就学前の第3子以降の子どもが芸西保育所・芸西幼稚園以外の保育所等をご利用の際に負担する保育料等の一部を補助しています。

補助対象者

芸西村内に住所を有する就学前の第3子以降の子どものうち、芸西保育所または、芸西幼稚園以外の保育所等を利用する子どもを扶養する保護者
※芸西保育所の保育料は、第3子以降は無料です。
※税等に滞納がある場合は、対象とはなりません。

第3子の考え方

世帯の課税状況	子どもの数え方
対象児の所属する世帯の市町村 民税の所得割額が57,700円未満	子どもの年齢に関係なく、最年長の子どもから順に第1子、第2子とする
対象児の所属する世帯の市町村 民税の所得割額が57,700円以上	18歳になる年の年度末までの間にある子どものうち、最年長の子どもから順に第1子、第2子とする

補助対象額

保護者の方が保育所等に実際に支払った、幼児教育や保育に要する費用
(保育料や幼稚園授業料等)

補助限度額

対象となる子ども1人につき、月額50,000円以内

補助の受け方

教育委員会に申請書がありますので、申請書に実際に支払った保育料等の額の方の書類を添付のうえ、その年度末までにご提出ください。

お問合せ先

芸西村教育委員会 学校教育係 ☎ 33-2400

